

令和7年10月1日

福祉総務課福祉総務担当作成

平塚市福祉総務課所管施設の災害発生時閉鎖基準

指定管理者は「ほっとメールひらつか」（メール配信サービス）を登録し、自主的な災害情報の収集に努めること。また、受信した避難情報をもとに適時適切に閉鎖措置等の対応すること。

なお、この基準のほかに閉鎖措置をする場合は、市から別途、緊急連絡を行う。

※ほっとメールひらつか（メール配信サービス）

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/keikaku/page-c_00949.html

【用語の意味】

○**閉鎖措置**…施設を閉鎖し、来館者がいる場合は、帰宅又は最寄りの避難所へ避難を指示すること。

【共通基準】

- 施設を閉鎖する場合は、施設のホームページに掲載し、施設入口に貼紙を掲示して利用者へ周知を行うこと。
- 施設を閉鎖する場合は、浴場やプールの使用、講座等の各種事業の実施を中止すること。閉鎖前から進行中の事業であっても、閉鎖措置を行った段階で、中止の措置をとること。ただし、栗原ホームについては、進行中のサービスを緊急中止することによって、生活介護事業利用者に大きな支障が生じる場合はこの限りではない。
- 施設を閉鎖する場合でも、災害の状況によっては、利用者を帰宅させることがかえって危険になることもあるので、施設内に一時的に待機させるなど、臨機応変な対応を心掛けること。
- 閉鎖措置中も施設再開や運営協力を求める可能性があるため、通常時の開館時間中は原則として1名以上が施設で待機し、勤務予定者とも連絡が取れるよう体制を確保すること。
- 災害による施設の損傷及び利用者の負傷が発生した場合は速やかに市へ報告すること。
- 施設を再開する際には施設の安全点検を行い、市が状況報告を求めた際には協力すること。
- 大規模災害時で避難所の開設が3日以上予想される場合には、平塚市災害対策本部の指示により、各施設は「福祉避難所」に指定される場合がある。（福祉会館本館は除く。）その場合、指定管理者は、「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」及び「福祉避難所開設・運営基本マニュアル」に基づき、福祉避難所の開設に協力すること。

【地震災害】

- 市域で震度 5 弱以上の地震が発生、相模湾・三浦半島で大津波警報又は南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合、原則として、施設の閉鎖措置をとること。
- 南部福祉会館については、津波避難ビルに指定されているため、相模湾・三浦半島で大津波警報が発令された場合は、直ちに施設の通常運営を一時停止し避難者を受け入れること。
- 相模湾・三浦半島で津波警報が発令された場合、原則として、施設が設置されている区域（大字）に、避難指示が発令された場合は、施設の閉鎖措置をとること。ただし、南部福祉会館については、原則として、施設の閉鎖措置をとること。
- 市域で震度 4 以下の地震の発生、相模湾・三浦半島で津波注意報の発令又は南海トラフ臨時情報（調査中、巨大地震注意）が発表された場合は、原則として、施設の運営を継続する。
- 上記以外の場合で、施設の被災状況などから利用者の安全確保が難しいと市や指定管理者が判断した場合は、施設の閉鎖措置を取ったうえで速やかに市に報告すること。
- 施設の再開については、災害の程度や施設の被災状況などを総合的に判断したうえ、市が最終的に決定する。

【風水害】

- 施設が設置されている区域（大字）に、高齢者等避難（警戒レベル 3）が発令された場合、施設においても高齢者等には、来館者の帰宅を促すこと。（閉鎖はしない。）
- 施設が設置されている区域（大字）に、避難指示（警戒レベル 4）が発令された場合、主要幹線道路の冠水や通行止めが想定されるため、警戒レベル 3 に下がるまで施設の閉鎖措置をとること。なお、当日中に警戒レベル 3 以下となった場合は、開館するため、必要な人員体制を整えておくこと。再開時間については、準備が整い次第、開館するものとする。ただし、15 時以降に警戒レベル 3 以下となった場合は、原則として開館とするが、開館が困難な場合は、開館しないことも出来ることとする。
- 避難指示（警戒レベル 4）が発令されていない場合においても、雨雲等の状況により、同レベルに相当する状況が起り得ると市が判断する場合は、各施設へ閉鎖措置の連絡を行うものとする。この場合の施設の再開については、市が各施設へ連絡し、その指示をもって再開するものとする。

【用語の意味】

- 避難指示（警戒レベル 4）…災害のおそれが高い状況。危険な場所から全員避難しましょう。
- 高齢者等避難（警戒レベル 3）…災害のおそれあり。避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方は危険な場所から避難しましょう。

【大雪・暴風雪】

- 市域に注意報発表時には、来館者の帰宅を促すこと。（閉鎖はしない。）
- 警報または特別警報発表時には、注意報に下がるまでの間は、施設の閉鎖措置をとること。

なお、当日中に注意報となった場合は、13時までは開館する可能性があるため、必要な人員体制を整えておくこと。

以 上